

生涯現役社会の構築に向けた「アクションプラン 2019」

平成 31 年 4 月

次世代ヘルスケア産業協議会

1. ヘルスケア産業政策の基本コンセプト

我が国は、戦後目覚ましい経済発展を遂げるとともに、医療制度を始めとする社会保障制度の充実等により、世界に冠たる健康長寿国となった。この間、国民の平均寿命は 50 歳から 80 歳以上となり、「人生 100 年時代」も間近となっている。この結果、人口構成は大きく変化し、高齢化率は世界最高水準までに高まってきている。

他方、現行の社会保障制度は、主に経済の発展期に構築されたものであり、国民医療費や介護費等の社会保障費の増大に代表されるように、社会経済システムの在り方を含め制度の見直しが必要となっている。

経済活動や育児に邁進するいわゆる「働く世代」を引退した方々においても、一定の社会活動を担う能力と意欲を有しており、これら新たな活動主体の存在を前提とした経済システムの構築や新産業（雇用）の創出が求められる。

国民が健康を管理する習慣を持ち、健康を維持することで長期に亘る社会参加を可能にし、社会への関わりが更なる健康の維持に役立つという正の循環を実現することが、理想の成熟社会を実現する鍵となる。また、高齢者や職域での健康・予防に関する取組に加えて、次世代を担う世代の健康や、次世代との交流・教育も含めて取り組むことが、「生涯現役社会」の構築に向けて必要である。

そのためには、国民一人一人が自らの人生の在り方を真剣に考え、自らの健康に責任を持ち、自発的な健康行動を起こしていくことが重要であるが、現実には以下の 4 つの壁（課題）^{※1}の存在により、その行動が阻害されている状況にある。

※1：4 つの壁（課題）

- ① 身体の壁（いわゆる現役時代から適切な健康管理が行われていない）
→対応策：職場や地域での生活習慣病予防対策の実施
- ② 価値観の壁（リタイア後の生活設計や生き方についての意識が低い）
→対応策：健康への気づきや活動の継続を促す行動変容につながるサービスの創出
- ③ 選択肢の壁（高齢者に適した柔軟な働き方や利用可能なサービスが少ない）
→対応策：新たなヘルスケアサービス創出による選択肢の充実
- ④ 情報の壁（自らに適した働き方や良質なサービスにたどりつけない）
→対応策：公的保険外サービスの見える化と品質評価の推進

政府として、国民がこれらの 4 つの壁を乗り越え、誰もが人生を最期まで幸せに生きることができる「生涯現役社会」を構築するため、健康経営を強力に推進するとともに、健康増進や社会参加を支えるヘルスケア産業育成に取り組んでいくことが必要である。

2. アクションプラン 2018 からの検討経緯（～健康投資WG・新事業創出WGの検討～）

- 第7回次世代ヘルスケア産業協議会において取りまとめられた「アクションプラン 2018」は、「未来投資戦略 2018」等に反映され、政府全体としても「生涯現役社会の構築」に向け、「健康・医療戦略推進本部」を中心とした各省連携の下で、需給両面からの対策を講じてきている。

（1）需要面（健康経営・健康投資の促進）【健康投資WG】

健康投資WG（第18回～第20回の計3回開催）を通じて、健康経営・健康投資の促進に向けた取組及び更なる政策課題の検討を行ってきた。

健康経営顕彰制度の実施等により、健康経営に取組む企業等は着実に増加しており、平成30年度健康経営度調査の回答社数や健康経営優良法人の認定数が大きく増加する結果となった。また、健康経営銘柄企業及び健康経営優良法人に対する期待と役割を整理し、顕彰された法人等も含めた健康経営の普及促進を図っていくこととした。

今後も、企業と保険者のコラボヘルスの推進や健康経営に取組む企業に対するインセンティブの検討、自治体や保険者等が実施する顕彰制度、関係省庁による関連施策との連携を図ることにより、企業の従業員からその家族まで健康投資の拡大を図る。

加えて、職域外の健康投資・個人の健康投資の喚起に向けた議論を進め、あらゆる世代の健康投資を促進することによりヘルスケアサービスの需要喚起を図っていく。また、健康経営等に資する効果的な行動変容サービスの開発・普及を図るべく、研究開発事業を通じたエビデンスの構築等を進める。

（2）供給面（地域における新たなヘルスケア産業の振興）【新事業創出WG】

新事業創出WG（第10回・第11回）を通じて、地域における新たなヘルスケア産業の創出に向けた取組及び更なる政策課題の検討を行ってきた。

ヘルスケア産業が地域包括ケアシステムの実現に向けて貢献していくためには、自治体や地域の医療・介護関係者等との連携が課題。全国43か所（※）で設立されている地域版次世代ヘルスケア産業協議会（以下「地域版協議会」という。）によるアライアンス会合の開催などを通じ、更なる関係者間の信頼関係の構築を図っていくことが重要。

2020年東京オリンピック・パラリンピックや2025年の大阪・関西万博に関する政策が進展する中、食・農や観光といった地域資源やスポーツ等の分野との連携を図ることにより新事業の創出を図る。また、ヘルスケアサービスの品質評価及び流通構造の構築のため、ヘルスケア業界団体等に対する品質に関する指針の普及などを通じ、適切なヘルスケアサービスの創出とヘルスケア産業の振興を図っていく。

本協議会では、各WGでの検討や地域版協議会アライアンスからの提言書等を踏まえ、先述の「① 身体の壁」、「② 価値観の壁」、「③ 選択肢の壁」、「④ 情報の壁」の4つの壁（課題）を超える（解決する）ための、今後取り組む具体策を「アクションプラン 2019」としてとりまとめた。（※）平成31年3月末時点

3. アクションプラン 2019

(1) 「生涯現役社会」の構築に向けた施策等の検討

I. 予防・進行抑制・共生型の健康・医療システムの整備

生涯現役社会の実現に向けた環境整備の方向性を具体化すべく、予防に関する取組を進めた場合の将来の経済・社会へのインパクト分析を踏まえた政策の方向性について検討する。具体的には、生活習慣病や老化に伴う疾患への対策が我が国の喫緊の課題であるものの、本課題への対応策は世界に貢献できる強みであることを踏まえ、他因子型の疾患への対応を念頭に、医療の現場と日常生活空間の場が、医療・介護の専門家・産業界・行政の相互の協働を得て、境目なく結びつき、個人のQOLの向上に資するための「予防・進行抑制・共生型の健康・医療システム」の整備に向けた議論を進める。

II. 「人と先端技術が共生し、一人ひとりの生き方を共に支える次世代ケア」の実現

未来イノベーションWG中間取りまとめで示した、「人と先端技術が共生し、一人ひとりの生き方を共に支える次世代ケア」の実現に向けて、地域実証の他、テーマごとの研究班立ち上げや、中長期の研究開発等の検討及び技術インテリジェンス機能のあり方について検討を進める。

III. ヘルスケア産業の将来像の構築

公的医療・介護保険を支えるヘルスケア産業（公的保険外サービスの産業群）の実態把握及び健全かつ適切な将来像のあり方の検討を進める。

(2) 「身体の壁」を超えるためのアクション

①健康投資・健康経営に関する施策の推進

I. 健康経営の裾野の拡大に向けた環境整備

日本健康会議と連携して都道府県版日本健康会議の開催を全国に拡大するとともに、都道府県版日本健康会議や地域版次世代ヘルスケア産業協議会、健康経営の取組を促進するためのセミナー等を通じ、健康経営顕彰制度や健康経営に取り組む企業等に対するインセンティブ、企業業績等と健康経営の関係性などに関する分析・研究結果等を紹介することで、健康経営に取り組む企業等に対するメリットを提示する。また、企業における「健康投資額」の見える化、並びに「健康投資」を積極的に行う企業に対するインセンティブ措置の検討を行う。

II. 健康経営の質の向上に資する施策の展開

i) 企業等における健康経営の質の向上に資する施策の展開

企業等における健康経営の質の向上に資するため、「健康経営度調査」の項目や「健康経営銘柄」及び「健康経営優良法人」の選定・認定項目の新設や見直しを図る。具体的には、過去の健康経営度調査の回答データや健康経営優良法人（中小規模法人部門）の申請書の内容、働き方改革を推進するための関係法令法や健康増進法の一部を改正する法律を踏まえ、調査項目や認定項目の見直しを行う。

また、健康経営のマネジメントやコンサルティング業務の品質向上に向けた民間主導の事業環境整備の促進を図る。

ii) 健康投資の活性化に向けたヘルスケアサービスの活用促進

健康投資の活性化に向け、ヘルスケアサービスの創出や保険者等と当該サービスのマッチング等を図る観点から、ヘルスケア・ビジネスコンテストや地域版協議会等の関連施策により新たなヘルスケアサービスの育成や、日本健康会議「健康なまち・職場づくり宣言2020」宣言7（予防・健康づくりの企画・実施を提供する事業者の質・量の向上のため、認証・評価の仕組みの構築も視野に、保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者を100社以上とする。）などを活用し、健康投資の活性化に向けたヘルスケアサービスの活用促進を図る。

Ⅲ. 健康経営施策と健康スコアリング施策との連携

事業主が従業員の健康課題や保険者の取組を認識し、事業主と保険者とのコラボヘルスを着実に推進していくためには、健康スコアリングの通知を受けた事業主が、保険者と連携して従業員の健康課題の改善等に向けた健康経営施策を図っていくことが望まれる。今後、健康経営施策における健康スコアリングの位置づけを検討し、事業主と保険者のコラボヘルスが更に促進できる環境を整備する。

② 「大企業」における健康経営の普及促進

I. 「健康経営銘柄」等の継続実施と効果的な情報発信に係る検討

企業等による健康経営の推進及び質の向上を図るため、過去の健康経営度調査や健康経営優良法人（中小規模法人部門）の申請書等の内容を分析しつつ、「健康経営度調査」の設問や選定・認定方法の改善を行い、「健康経営銘柄」の選定及び「健康経営優良法人（大規模法人部門）」の認定を継続実施する。

また、「健康経営度調査」の回答データ等を活用した企業価値等への影響に関する調査を実施するとともに、引き続き当該データの開示を通じた研究・学術機関による企業業績と健康経営の関係性などに係る研究を促していく。

II. 健康経営に取り組む企業等の効果的な情報発信に係る検討

「健康経営度調査」の結果を踏まえつつ、統合報告書等への記載の促進など、企業等における効果的な情報発信についての検討を行い健康経営が資本市場で評価される環境を整備するため、企業等における情報開示等の例示などを含めた「企業の『健康経営』ガイドブック」の改定、投資家向けの積極的な発信、官民における国際会議等の場を利用した海外への健康経営の発信を行う。これらの取組を通じて、ESGやSDGs投資において健康経営を実践する企業が資本市場から評価される機運の醸成を図っていく。

③ 「健康経営優良法人認定制度」を中心とした中小企業等への展開

I. 「健康経営優良法人認定制度（中小規模法人部門）」の推進

「健康経営優良法人2019（中小規模法人部門）」の審査過程で得られた知見や制度に

対する意見等を踏まえ、当該制度の改善を図る。また、中小企業等に対する健康経営の認知度調査等を継続的に実施することで、健康経営の普及状況を把握する。

更に、中小企業の健康経営の普及促進のため、地域版次世代ヘルスケア産業協議会や都道府県版日本健康会議の枠組みを活用した自治体による健康経営顕彰制度との連携・支援や、地域の商工会議所や医療関係者等が連携して推進する健康経営・健康づくり施策の促進を通じ、地域が推進する健康経営施策への連携・支援を図っていく。

Ⅱ. 健康経営の実践に向けたインセンティブやノウハウ等の提供

「健康経営優良法人認定制度」や自治体による健康経営顕彰制度と連動したインセンティブ等の付与を行う自治体や民間事業者の取組を促進するため、地域におけるインセンティブ事例に関する情報提供等を行う。また、当該制度の普及を図るため、認定法人による取組事例の紹介等を通じて、健康経営の実践に向けたノウハウの提供を行う。

④「保険者」への健康増進・予防の取組に係るインセンティブの見直し

後期高齢者支援金の加算・減算制度については、2018年度から加算率・減算率ともに法定上限10%まで段階的に引き上げるとともに、保険者の取組を幅広く評価するための総合的な指標の導入を行っているところであり、これを着実に推進していく。国民健康保険の保険者努力支援制度については、平成30年度に示した評価指標に基づく結果等を踏まえ、今後の評価指標等を検討し、着実に実施していく。

⑤健康経営の実践を支えるヘルスケア事業者の育成

Ⅰ. 民間サービスの品質の見える化と企業・保険者とのマッチング機会の提供

優良なヘルスケア事業者の活用促進を図るため、日本健康会議において、優良なヘルスケア事業者の見える化を図るとともに、企業・保険者とのマッチング機会の提供(データヘルス・予防サービス見本市の開催等)を引き続き行っていく。

Ⅱ. 共通した健康課題に対し、複数の保険者が共同で実施する保健事業の推進

保険者による保険者機能発揮に向けた取組を強化するため、保険者機能の集約化による保健事業の再編を促すための共同実施モデルの整備等を行い、外部委託や民間事業者活用を促進する。

Ⅲ. 職域におけるワークスタイルに根ざした運動習慣の構築

通勤時間や休憩時間等を活用して「歩く」ことを促進する「FUN+WALK PROJECT」を官民連携で推進するとともに、社員の健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「スポーツエールカンパニー」として認定する。また、誰もが生涯を通じて楽しめる新たなスポーツの開発・普及に取り組む。

(3)「価値観の壁」を超えるためのアクション

①個人の行動変容を促す仕組みづくり（健康・医療情報の利活用に向けた民間投資の促進）

健康経営等に資する効果的な行動変容サービスの開発・普及を図るべく、研究開発事業を通じたエビデンスの構築等を進める。具体的には、IoT活用による糖尿病重症化予防の大規模臨床試験の実施継続に加えて、その他の生活習慣病の重症化予防や介護予防、健康経営の推進に資するサービス等への拡大を目指し、実証事業を実施する。

また、行動変容促進事業の発展として、日常生活のデータなど、従来医療現場で必ずしも活用されてこなかったデータの活用により、アウトカムの向上を目指す「パッケージ型ヘルスケアソリューション」について、効果に係るエビデンス構築や課題整理を行う実証事業を開始する。

②PHRサービスの普及展開

個人の生涯にわたる医療等のデータを自らが時系列で管理し、多目的に活用する仕組みであるPHR（Personal Health Record）について、PHR利活用研究事業等の成果も踏まえ、疾病・介護予防や生活習慣病の重症化予防に資するPHRサービスの普及展開に向けた調査を行う。

③自治体の取組を促す仕組みづくり（自治体等におけるヘルスケアサービスの活用環境整備（SIB等の導入促進））

ヘルスケア分野におけるSIBのさらなる普及を図るべく、これまで実施したSIB事業のロジックモデル、成果指標等を参考にした他地域への展開を加速し、介護予防分野等でのSIB事業の組成を、内閣府をはじめとした関係省庁と連携しながら進める。

（４）「選択肢の壁」を超えるためのアクション

①「生涯現役社会」の実現に向け重点的に取り組むべき分野の環境整備

I. 次世代ヘルスケア産業協議会等によるヘルスケアサービス創出支援

「生涯現役社会」の実現のためには、生活習慣病やフレイル、認知症等に対する一次予防、二次予防、三次予防に係る取組を多職種が連携しながら切れ目なく進めていくことが必要であることから、以下の施策を進める。

- i) 一次予防に着目した環境づくりが課題であることから、健康増進に資する製品・サービスの普及のあり方や、最期まで社会に関わり生活者として暮らし続けることの出来るまちづくり・コミュニティ等のあり方などについて、次世代ヘルスケア産業協議会の下で検討を進める。
- ii) 地域版協議会を活用し、地域において医療・介護関係者と関係事業者等が連携して、主に①生活習慣病、②がん、③フレイル・認知症に係る一次予防、二次予防、三次予防や今後の社会における諸課題（少子高齢化、生産人口減少、全世代に対する健康リテラシーの向上等）に対応するヘルスケアサービスの創出や、ヘルスケアサービスの流通構造の構築に資する事業を支援しつつ、併せて、地域におけるヘルスケアサービスの振興に資する支援策の検討などを通じ、地域における予防の促進と他地域への展開を目指す。

Ⅱ. ヘルスケアサービスの品質評価と流通構造の構築に向けた環境整備

ヘルスケアサービスの社会実装に向け、業界や業界横断の自主的なサービス基準の整備等を促進しつつ、需要者側のニーズと連動した継続的な品質評価を可能とする環境、ヘルスケアサービスの流通構造の構築に向けた環境整備を進める。

具体的には、「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に基づいた業界自主ガイドラインの策定支援や、ヘルスケアサービスを利用者に届けるいわゆる「仲介者」に対する「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の普及、民間主導の「仲介者」組織とヘルスケアサービス提供事業者組織の連携促進などを通じて、適切なヘルスケアサービスが仲介者から選択され、利用者が安心してサービスを利用できる仕組み（流通構造）の構築を促していく。

Ⅲ. 認知症対策の社会実装に向けた取組

認知症の分野においては、予防・治療、ケア・介護、社会としての研究、取組が国や大学、製薬企業等により進められているが、民間企業を含めたステークホルダー間の連携も重要であり、こうした分野での適切なヘルスケアサービスの社会実装を図るための官民連携に向けた枠組みの整備を促進する。

②新たなヘルスケアサービスの創出に向けた事業環境整備

Ⅰ. 地域版次世代ヘルスケア産業協議会アライアンスの推進

地域版次世代ヘルスケア産業協議会の設置促進を図りつつ、各地域版協議会と関係省庁等が定期的に対話できる「地域版次世代ヘルスケア産業協議会アライアンス会合」を開催する。当該アライアンスにおいて、地域版協議会相互の連携や、地域版協議会と関係省庁等が地域の健康課題や解決策の共有、その解決策に資する関係省庁の施策の共有等を図っていくことで、地域版協議会の機能が更に発揮できる環境の整備に取り組む。更に、各省庁において地域包括ケアシステムやヘルスケア関連施策の推進を目的として設立されている関連協議会等との連携を図る。

Ⅱ. 新事業創出に向けたヘルスケア分野のエコシステムづくり

ヘルスケア分野における安心・安全かつ持続可能な事業を創出する観点から、地域版協議会、地域経済活性化支援機構、民間事業者や団体・イベント等と連携しながら、新事業創出に必要な資金供給、事業化支援人材の供給、ビジネスコンテスト等を通じた優良事例の顕彰等を実施することで、ヘルスケア分野で自立的・持続的にビジネスが創出される仕組み（エコシステム）の構築を目指す。具体的には、ヘルスケア・イノベーションハブ（ワンストップ窓口）を設置し、国内外の官民連携を促す。

また、世界に先駆けて超高齢社会を迎えた我が国をフィールドにして、ヘルスケアビジネスの創出やツールの開発を促し、見出されたビジネスを海外に発信することを目的として、国内外から関係者を集めた国際的なビジネスネットワーキングイベントを開催する。

Ⅲ. 自治体等におけるヘルスケアサービスの活用環境整備（SIB等の導入促進）【再掲】

Ⅳ. ヘルスケア分野における関係法令の適応関係の明確化（グレーゾーン解消促進）

産業競争力強化法のグレーゾーン解消制度を活用し、引き続きヘルスケア分野における関係法令の適応関係を明らかにするとともに、今後同様の事案に直面する新規事業者

の参考となるように、安全性や公衆衛生の観点にも配慮した上で解消事例を整理・公表していく。

V. 地域保健と職域保健の連携促進等による取組

地域保健と職域保健の連携等による継続的かつ包括的な保健事業の展開を促進するため、「地域・職域連携推進ガイドライン（2007年改訂版）」の改訂や必要な支援を実施するとともに、地域資源を活用した自然に健康になれる環境づくり等を推進する。

③地域資源を活用した新たなヘルスケア産業の創出

I. 「食・農」×「健康」による新たなヘルスケア産業の創出

i) 健康情報・食習慣等のデータ集積及びそれらを活用した健康産業の創出

腸内マイクロバイオームをはじめとする健康情報や食習慣等に関する食習慣データの集積など、健康に資する食生活のビックデータ収集・活用のための基盤整備を推進する。これらにより、科学的根拠に基づく食を通じた国民の健康増進に寄与するばかりではなく、農業、食産業と情報産業が調和した新たな産業分野の創出を目指す。

ii) 地域関係者が連携した食関連ヘルスケア産業の創出

地域の農産物・食品の機能性を明らかにする研究開発を行うとともに、地域版協議会等を通じた、生活習慣に配慮しながら地域食品事業者と連携した食事メニューの開発による食生活の改善と健康に資する機能性を有する農産物等の活用に係る取組をフォローアップし、その成果や取組を進める上で明らかになった課題を整理・公表することにより、地域の機能性を有する農産物の需要創出と地域住民の健康増進を同時に実現する食関連ヘルスケア産業の創出を加速化する。

II. 「観光」×「健康」による新たなヘルスケア産業の創出

i) 地域関係者が連携したヘルスツーリズムの創出・活用促進

地域資源やスポーツを活用したヘルスツーリズムに係る受入環境整備やマーケティング調査、プロモーション活動、実施地域拡大等に積極的に取り組む団体に対する支援を実施する。

ii) 温泉と地域資源が連携した現代のライフスタイルにあった温泉地の活用促進

温泉入浴に加えて、周辺の自然、歴史・文化、食などを活かした多様なプログラムを楽しみ、地域の人や他の訪問者とふれあい、心身ともに元気になる「新・湯治」を、地域版協議会等を通じて普及・啓発を行い、温泉地でのヘルスツーリズムを促進させる。また、温泉地を中心とした自治体団体、企業等による多様なネットワークである「チーム 新・湯治」による多様な連携による温泉地での新たな取組の展開を促進する。

III. 「スポーツ」×「健康」による新たなヘルスケア産業の創出

i) 地域関係者等が連携したスポーツツーリズムの創出

スポーツツーリズム等を活用し、スポーツによる地域の活性化を促進する。具体的

には、地域スポーツコミッション（スポーツを核とした地域活性化に取り組む組織等）が行う活動を支援するとともに、スポーツツーリズムのムーブメント創出に向けたプロモーション等を展開する。また、「スポーツ文化ツーリズム」の定着に向けた取組を引き続き実施する。

ii) 職域におけるワークスタイルに根ざした運動習慣の構築【再掲】

④コンパクトなまちづくりの推進

多くの地方都市では、今後急速な人口減少に伴い、市街地における居住の低密度化が進み、生活サービス機能の維持が困難になることが懸念されている。居住や都市機能の集積を進めることにより、訪問介護などサービス産業の生産性が向上し、地域経済の活性化が図られる。

また、高齢者の外出機会の増加、市民の歩行量の増加による健康増進の観点からも歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進する。

(5) 「情報の壁」を超えるためのアクション

①地域の高齢者の多様なニーズを満たす健康・生活支援等サービスの普及・促進

介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いを示した通知の周知や、全国の保険外サービスの好事例の収集・周知により、保険外サービスの更なる普及促進を図る。

②ヘルスケアサービスの社会実装に要する支援策の提供

ヘルスケアサービスの事業創出の過程で必要な支援を効率的に実施するため、当該サービスを社会に実装するまでに必要な支援策等に係る情報を取りまとめ、公表する。

③地域版次世代ヘルスケア産業協議会アライアンスによる情報提供

地域版協議会の活動を支援するため、上記②の情報や経済産業省をはじめとした関係省庁の施策に関する情報や各地域版協議会による自治体等の現状やヘルスケア施策に関連する取組の情報等を当該アライアンスの活動を通して、適時情報提供していく。

④健康投資の活性化に向けたヘルスケアサービスの活用促進【再掲】

⑤ヘルスケアサービスの品質評価と流通構造の構築に向けた環境整備【再掲】

<次世代ヘルスケア産業協議会 構成員（平成31年4月12日現在）>

○委員

相澤 孝夫	一般社団法人日本病院会 会長
木村 毅	一般社団法人健康食品産業協議会 会長
斎藤 敏一	公益社団法人スポーツ健康産業団体連合会 代表理事・会長
櫻田 謙悟	一般社団法人日本経済団体連合会 社会保障委員長
佐野 雅宏	健康保険組合連合会 副会長
末松 誠	国立研究開発法人日本医療研究開発機構 理事長
瀬尾 卓史	一般社団法人電子情報技術産業協会 ヘルスケアインダストリ部会 部会長
妙中 義之	国立研究開発法人国立循環器病研究センター研究所 名誉所員
辻 一郎	国立大学法人東北大学大学院医学系研究科 教授
辻 哲夫	国立大学法人東京大学 高齢社会総合研究機構 特任教授
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センター センター長
土田 誠行	株式会社 INCJ 専務取締役 共同投資責任者 (Co-CIO) ベンチャー・グローブ投資グループ長
中山 讓治	日本製薬工業協会 会長
永井 良三	自治医科大学 学長
松永 守央	九州ヘルスケア産業推進協議会 会長
水田 邦雄	一般社団法人シルバーサービス振興会 理事長
森 晃爾	産業医科大学産業生態科学研究所 教授
横倉 義武	公益社団法人日本医師会 会長
渡部 真也	一般社団法人日本医療機器産業連合会 会長

○オブザーバー

全国知事会、全国市長会、全国地方銀行協会

○関係省庁

内閣官房 健康・医療戦略室

総務省

厚生労働省

農林水産省

国土交通省

スポーツ庁

環境省

経済産業省（事務局）